

[トップページ](#) > [市政](#) > [市政に参加](#) > [皆さんの声をお寄せください](#) > [行政への意見募集（パブリック・コメント）](#) > [条例・基本計画等に関する意見募集（パブリック・コメント）](#) > [条例・基本計画等で意見を受け付けている案件（予定を含む）](#) > [条例・基本計画等で意見を受け付けている案件（予定を含む）一覧（環境局）](#) >

大阪市路上喫煙の防止に関する条例の改正の方向性について

大阪市路上喫煙の防止に関する条例の改正の方向性について

ページ番号：604464 2023年8月14日

案件名

大阪市路上喫煙の防止に関する条例の改正の方向性について

計画等の概要

大阪市は、令和5年8月7日（月曜日）から令和5年9月6日（水曜日）まで、「大阪市路上喫煙の防止に関する条例の改正の方向性」について、広くご意見をいただくため、パブリック・コメントを実施します。

大阪市では、平成19年4月に大阪市路上喫煙の防止に関する条例を施行し、路上喫煙による迷惑や被害を未然に防止することにより、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的に取組を進めてきましたが、いわゆる改正健康増進法や大阪府子どもの受動喫煙防止条例及び大阪府受動喫煙防止条例が制定されるなど、喫煙をめぐる社会状況が大きく変化しています。

また、路上喫煙によるたばこのポイ捨ては市民の快適な生活環境やまちの美観を損なうものであることから、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保するため、2025年の大阪・関西万博の開催に向けて市内全域における路上喫煙を禁止することとしています。このため、令和4年7月13日（水曜日）に、市長から外部有識者からなる「大阪市路上喫煙対策委員会（以下「委員会」という。）」に「市内全域における路上喫煙禁止」にかかる考え方について諮問し、委員会において審議を重ねています。今回、審議経過を踏まえ、市内全域の路上喫煙禁止に向けて、「大阪市路上喫煙の防止に関する条例の改正の方向性」を本市において取りまとめました。

添付資料

- [大阪市路上喫煙の防止に関する条例の改正の方向性について\(PDF形式, 918KB\)](#)
- [大阪市路上喫煙の防止に関する条例の改正の方向性について\(PPTX形式, 66KB\)](#)
- [\(参考資料\)「市内全域における路上喫煙禁止」にかかる考え方について（諮問）\(PDF形式, 131KB\)](#)
- [\(参考資料\) 第44回大阪市路上喫煙対策委員会資料 加熱式たばこの取扱いについて\(PDF形式, 226KB\)](#)
- [\(参考資料\) 第45回大阪市路上喫煙対策委員会資料 条例改正の検討\(PDF形式, 717KB\)](#)
- [\(参考資料\) 第46回大阪市路上喫煙対策委員会資料 条例改正（案）の概要について\(PDF形式, 64KB\)](#)

意見受付期間

令和5年8月7日～令和5年9月6日

担当局等

環境局事業部事業管理課まち美化担当

公表資料の閲覧・配架場所

- ・環境局事業部事業管理課まち美化担当
- ・各環境事業センター及び出張所
- ・市民情報プラザ
- ・大阪市サービスカウンター（梅田、難波、天王寺）
- ・各区役所及び出張所
- ・大阪市ホームページ

下の様式をダウンロードし、記入の上ご応募ください。

行政オンラインシステム、電子メール、送付、持参、ファックスにて受け付けております。行政オンラインシステムへのリンクは、下記の様式内に記載しております。

 [「大阪市路上喫煙の防止に関する条例の改正の方向性」にかかるパブリック・コメントを実施します\(PDF形式, 205KB\)](#)

 [「大阪市路上喫煙の防止に関する条例の改正の方向性」にかかるパブリック・コメントを実施します\(DOCX形式, 33KB\)](#)

 [意見記入用紙\(PDF形式, 83KB\)](#)

 [意見記入用紙\(DOCX形式, 27KB\)](#)

送付による応募先

〒545-8550

大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシアス13階

大阪市環境局事業部事業管理課まち美化担当あて

（注）令和5年9月6日必着

ファックスによる送付先（ファックス番号）

06-6630-3581

電子メールによる応募先


rokitsu-boushi@city.osaka.lg.jp

窓口提出先

環境局事業部事業管理課まち美化担当まで（月から金の9時から17時30分まで（閉庁日を除く））

注意事項

- ・電話でのご意見は受け付けておりませんのでご注意ください。
- ・ご意見に対する個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。

 SNSリンクは別ウィンドウで開きます



このページに対してご意見をお聞かせください

このページの作成者・問合せ先

大阪市環境局事業部事業管理課まち美化グループ

住所：〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号（あべのルシアス13階）

電話：06-6630-3153 ファックス：06-6630-3581

Copyright (C) City of Osaka All rights reserved.

大阪市路上喫煙の防止に関する条例の改正の方向性について

1 改正の理由・経過

- 大阪市では、平成19年4月に大阪市路上喫煙の防止に関する条例（以下「条例」という。）を施行し、路上喫煙による迷惑や被害を未然に防止することにより、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的に取組を進めている。また、条例に基づき、平成19年7月に御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺を路上喫煙禁止地区（以下「禁止地区」という。）に指定し、同年10月からは、禁止地区における条例違反者に対して、過料を適用している。
- その後、平成27年2月の「都島区京橋地域」をはじめとして、「中央区戎橋筋・心斎橋筋地域」、「北区JR大阪駅・阪急大阪梅田駅周辺地域」、「天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域」、「中央区長堀通り地域」「こども本の森中之島周辺地域」、「堂島公園の一部及び周辺地域」を禁止地区に指定している。
- 一方で、いわゆる改正健康増進法（平成14年法律第103号）や「大阪府子どもの受動喫煙防止条例（平成30年大阪府条例第101号）」及び「大阪府受動喫煙防止条例（平成31年大阪府条例第4号）」の制定など、喫煙をめぐる社会状況は大きく変化しており、令和4年に内閣府において実施された「たばこ対策に関する世論調査」では、「たばこの煙を不快に思った場所」として「路上」と答えた人が70パーセント、「受動喫煙対策の手法」として「路上・公園など、屋外で喫煙できる場所を減らす」と答えた人が59パーセントを占めるなど、屋外での喫煙への対応が求められている。
- 路上喫煙によるたばこのポイ捨ては市民の快適な生活環境やまちの美観を損なうものであることから、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保するため、2025年の大阪・関西万博の開催に向けて市内全域における路上喫煙を禁止することとしている。
- このため、令和4年7月13日に市長から大阪市路上喫煙対策委員会（以下「委員会」という。）に「市内全域における路上喫煙禁止」にかかる考え方について諮問し、委員会において審議を重ねてきたところである。
- 市内全域の路上喫煙禁止の実施にあたっては、次のような対応が必要と考えている。
 - ①禁止地区を市内全域に拡大
 - ②禁止の対象となるたばこの定義を規定
 - ③私有地や私道における管理権限者の責務について規定
 - ④私有地や私道についても本市が必要と認める地域を禁止の対象にできる規定を新設
- 現在、喫煙者と非喫煙者が共存できる環境整備に向けて、新たに120か所の喫煙所整備を進めている。

2 改正の主な目的及び概要

市内全域における路上喫煙禁止の実施にあたって、条例の改正等を行う。

①路上喫煙禁止地区を市内全域に拡大する

喫煙をめぐる社会情勢は大きく変化しており、世論調査等においても、屋外での喫煙への対応が求められていることや、開催が予定されている2025年の大阪・関西万博に向けたまちの美観の確保のため、現在の禁止地区を令和7年1月をめどに市内全域に拡大する。

②たばこの種類や喫煙の方法について規定を新設する

たばこの種類や喫煙の方法について規定がないため、改正健康増進法の規定に準じて定義する。

③私有地や私道における管理権限者に関する規定を新設する

道路等に隣接する土地や建物の管理権限者に対して路上喫煙が発生しないような対策を求める努力義務を規定する。

④私有地や私道についても本市が必要と認める地域を禁止の対象にできる規定を新設

公開空地等、道路等に隣接する私有地や私道についても、本市が必要と認める地域では、申請や協議等により路上喫煙禁止の対象とすることができるような規定を新設する。

3 委員会での審議経過

- 第39回 「市内全域における路上喫煙禁止」にかかる考え方について諮問
- 第40回 喫煙所（喫煙設備）について
- 第41回 中間答申
「市内全域における路上喫煙禁止」にかかる考え方について（「喫煙所について」）
- 第42回・第43回 効果的な普及啓発方法について
- 第44回 加熱式たばこの取り扱い、過料徴収及び指導體制について
- 第45回・第46回 条例改正（案）の検討について

4 今後のスケジュールについて



